

岩手県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社東北ライフケア	秋田県仙北市田沢湖小松字本町100番地1	ヘルパーステーション 中根子	花巻市中根子字拾田屋5番地1	平成26年11月20日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社東北ライフケア	秋田県仙北市田沢湖小松字本町100番地1	ケアプラン 中根子	花巻市中根子字拾田屋5番地1	平成26年11月20日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社東北ライフケア	秋田県仙北市田沢湖小松字本町100番地1	ヘルパーステーション 中根子	花巻市中根子字拾田屋5番地1	平成26年11月20日